

第54号

社会福祉法人の経営者と事務担当者のみなさまへ

令和7年9月30日発行

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です
 【Kawasakishi Shakaifukushihoujin Keieikaizenshienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
 電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)
 F A X 044-739-8737
 E-mail keieisoudan@csk-kawasaki.or.jp
 H P <http://www.csk-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。

配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたはFAXにて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

経営改善支援事業とは？

【相談方法】

- ① 相談したいことがありましたら、ご連絡ください
- ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話・FAX 番号又は E-mail アドレスにご連絡ください



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

事業案内チラシはこちらをクリック

! TOPICS ! 全社協、「福祉ビジョン2025」を策定 ～地域共生社会の実現に向けた新たな指針～

全国社会福祉協議会（全社協）は、2025年度を始期とする中長期指針「全社協 福祉ビジョン2025」を策定しました。本ビジョンは、福祉に関わる組織や関係者が主体的・横断的に取り組むべき方向性を示す“羅針盤”として位置づけられています。

「福祉ビジョン2020」から5年後の見直しは当初より予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や人口構造の急速な変化などにより、社会情勢が大きく様変わりした状況を踏まえ、2030年を見据えて内容を刷新したのが「福祉ビジョン2025」です。

本ビジョンがめざすのは、「ともに生きる豊かな地域社会」※です。全社協はこの理念のもと、構成組織や全国の福祉関係者と連携し地域に根ざした実践を推進していくとし、少子化や感染症、大規模災害といった課題を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた「8つの重点実践」を掲げ、取組の方向性を具体化しました。

本ビジョンでは、社会福祉法人や社協が地域で果たすミッションを積極的に発信し、地域に不可欠な存在としての役割を再定義することが重視されています。併せて、福祉人材の確保・定着、ICT活用による業務改善、災害対応力の強化、地域企業をはじめ多様な主体との連携も盛り込まれました。社会福祉法人にとって本ビジョンは、地域に対する責務と協働のあり方を再確認し、今後の事業戦略や地域貢献の方向性を考えるうえで大切な手がかりとなるものです。

※「ともに生きる豊かな地域社会」

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会（全社協 HP より引用）

[全社協のビジョン\(全社協 HP\)](#)



お知らせ

会計研修【応用編】開催します 令和7年10月21日(火) @エポックなかはら

(株)福祉総研 前代表取締役である 松本和也氏を講師に迎え、社福法人会計研修【応用編】を開催します。日常に発生する取引の会計処理、減価償却の考え方、基本金や国庫補助金等特別積立金などの社会福祉法人に特有な処理のほか、リース会計も取り上げ、社福特有の会計処理のポイントを詳しく解説します。是非みなさまのご参加お待ちしております！ ※詳細は決まり次第ご案内します



相談担当専門家
松本先生の

あるある相談コーナー【第 46 回】



借方と貸方のお話

「借方と貸方？仕訳の話？」そう思われた方もおいでかも知れません。皆さんの法人においても、決算関連の作業から解放されて少し落ち着いている頃かと思います。そこで今回は、会計処理や事務手続きなどの難しい話ではなく、気楽にお読みいただけるような話題を選びました。

(1) 複式簿記の歴史

現在の社会福祉法人に適用されている会計基準は、複式簿記に基づいた会計処理のルールです。複式簿記は、数学に関する初めての印刷本として、15 世紀末ごろに数学者ルカ・パチョーリが著した「スンマ」(算術、幾何、比及び比例全書)にその全容が記載されています。残念ながら私も目にしたことはありませんが、商売をする商人が知っておくべき内容として、仕訳帳や元帳、借方と貸方、試算表などについて述べられているそうです。

その後約 400 年遅れて日本では明治 6 年(1873 年)に、福澤諭吉が西洋式簿記を翻訳して紹介した「帳合之法」(ちょうあいのほう)が出版され、複式簿記が紹介されました。社会福祉法人に複式簿記が導入されたのは平成 12 年(2000 年)の介護保険法施行時で「スンマ」出版から 500 年以上、「帳合之法」の出版からは実に 127 年の後のことでした。



「スンマ」

「帳合之法」

(2) 借方・貸方とは

ふだんから会計処理に従事されている方であれば、借方・貸方という言葉は日常的に慣れ親しんでいることと思います。ここで改めて述べるまでもなく、会計処理に用いる複式簿記による手法では、借方は向かって左側、貸方は向かって右側のことを意味します。複式簿記では資産は借方に、負債と純資産は貸方に表し、また収益は貸方、費用は借方として処理します。

ふだん当然のように覚えていることですが、これはなぜなのでしょう。

「借方」を英語で[debtor]と言いますが、[debt]とは「借金」のことで、[debtor]は「借主＝債務者」という意味です。逆に「貸方」を英語で[creditor]と言い、「信用」という意味の[credit]から転じて「貸主＝債権者」を表します。借方、貸方の名称は、昔ヨーロッパの商人が顧客に対して掛け売り(代金後払い)を行う際に、その取引を記録するための顧客別の帳簿を作ったことに由来する、という説があります。複数の顧客がいれば、当然顧客の数に応じた数の帳簿(人名別帳簿)が必要です。社会福祉施設でも、複数の利用料滞納者がいてその回収状況を管理しようとするならば、当然に利用者ごとの記録を行うことが必要になるでしょう。つまり顧客別の債権管理の必要性から作成される帳簿では、記録される主体は貸し手ではなく借り手となり、借り手側(債務者側)別の記録が行われることとなります。したがって貸し手は「自分が貸している人ごと」＝「借りている人ごと」、つまり「借方」ごとの人名別帳簿を作成することになるので、貸し手にとっての債権は「借方」となるわけです。

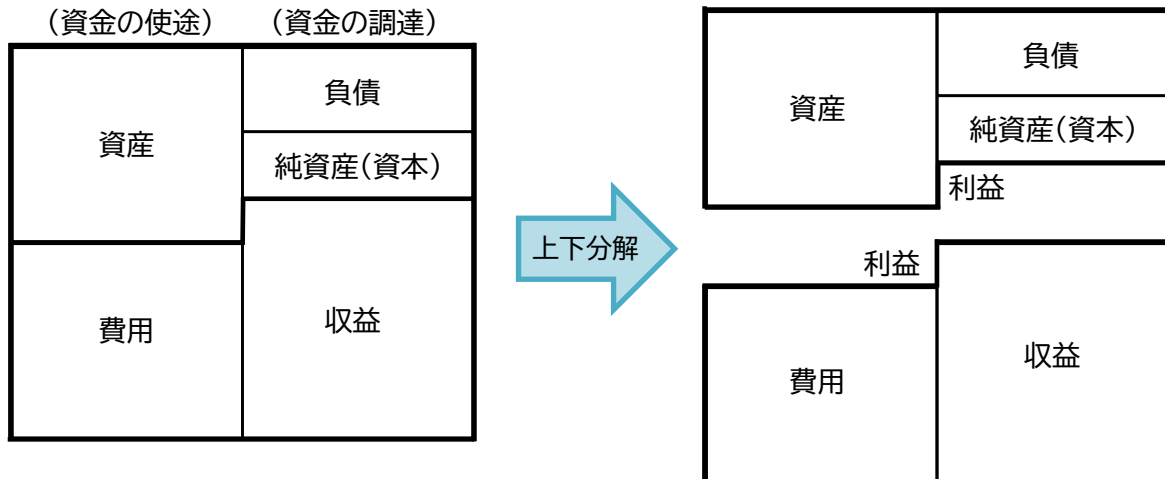
銀行の預金通帳の右側に入金が、左側に出金が記載されていることも、預金通帳が銀行の立場で記載されていることを理解すれば、腑に落ちます。

(3) 借方・貸方が表すもの

経営体の経済活動は、資金を調達して運用することによって展開されます。株式会社などでは、資本家から集めた資金を活動に貢献する人財や物品等に投下し、収益を得て活動を継続・拡大していきます。複式簿記を利用して作成される財務諸表や計算書類は、こういった経済活動を正確かつ明瞭に表現することが大切な役割の一つです。

この役割を果たすために会計では、向かって右側（＝貸方）に資金の調達方法（調達源泉）を、左側には調達した資金の使途（＝借方）を対比させて表現します。経営体が資金を調達する方法を大別すると「資本」「負債」「収益」、簡単に言い換えると元手、借金、売上ですが、社会福祉法人では売上（事業収益）以外の収益として、寄附金や補助金なども考えられます。またこれらの調達資金の使途として、人件費などの「費用」や建物、機械、器具などの「資産」が考えられます。通常は設立当初に収益はありませんから、元手と借金で資産を取得して費用をかけて準備し、そこから収益を得て利益を生むことで純資産を増やしていく、という活動を行います。

次の図を見てください。左側の図は「資金の調達源泉」である資本、負債、収益と、「資金の使途」である資産と費用を左右に対照させたものですが、これを上下に分解してみると右側の図のようになります。上半分が貸借対照表、下半分が事業活動計算書（民間企業の損益計算書）になることがわかります。



収益と費用は、直感的なイメージで言えば、収益が左側、費用が右側にある方がしっくりきそうですが、資金の調達源泉とその使途という視点で見れば、収益が貸方で費用が借方である理由も、比較的容易に理解していただけるかも知れません。併せて、社会福祉法人会計において基本金や国庫補助金等特別積立金（寄附金や補助金）が貸方にあるのも、資金の調達源泉の一つであることを考えれば納得できそうですね。

また事業活動計算書における収益と費用の差額が「利益」ですが、その額が貸借対照表では純資産の増加額として表現されることもわかります。もしも事業活動計算書の収益と費用が同額で利益が生じなければ、貸借対照表の純資産も増減しません。

民間企業は利益を生んで純資産を増加させることで、サービスの質の向上や事業の拡大を図ります。一方、社会福祉法人に対しては、必要以上の利益の蓄積を認めないという社会の風潮があり、医療法人などに対しても同じような論評をよく目にします。社会福祉充実残額・計画の制度の導入はその一つの現れでしょう。

先日ある情報番組で、ある街の救急病院がすべて閉鎖するというニュースが取り上げられていました。原因は複合的であって、たった一つのことだけが理由ではありませんが、次第に高度になっていく医療技術の提供に対応できるだけの高価な医療機器を導入できる資金がない、ということが理由の一つに挙げられていました。医療も福祉も、経営・運営できなくなったときに困るのは医療サービス・福祉サービスを必要としている人々でしょう。だからこそ、純資産の活用方法や使途は公明正大に明らかにしつつ、いざというときにこそ国民の安心に貢献できる存在でいたいものですね。 [...Fin...]

過去の連載記事は、[川崎市社協HP](#)に掲載しています！

連載記事執筆

相談担当の専門家
松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っています。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営にかかわるすべてのサポートを行う株式会社 福祉総研の前代表取締役。